

衆議院経済産業委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 31 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）
 - ・西村経済産業大臣、金子財務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・笠井亮君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
 - ・岩田和親君外 4 名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、山崎誠君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
（参考人）株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 関根正裕君
（質疑者）山岡達丸君（立憲）、中川宏昌君（公明）、大島敦君（立憲）、足立康史君（維新）、前川清成君（維新）、遠藤良太君（維新）、鈴木義弘君（国民）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

山岡達丸君（立憲）

- （1） 次世代半導体事業における高度人材確保の必要性
- （2） 半導体やデータセンター等による今後の電力需要の増加見通しを踏まえてエネルギー基本計画を改定する必要性
- （3） 中小企業金融
 - ア コロナ禍の影響やコロナ関連融資の返済状況等の中小企業の現状認識
 - イ コロナ関連融資返済後における中小企業の新規融資に対する支援の必要性
- （4） ポストコロナにおいて商工中金が補助金申請サポートや中小企業支援を強化する必要性

中川宏昌君（公明）

- （1） コロナ禍における中小企業に対する金融支援の効果及び今後の課題
- （2） 本改正案
 - ア 経営者保証に関するガイドラインに係る中小企業の認知度についての分析及び認知度向上に向けた改善策
 - イ 無担保保険等における経営規律に関する要件設定の在り方
 - ウ セーフティーネット保証の認定手続等における地方自治体による S N ポータルの利用状況及び利用促進策
 - エ 経営者保証の撤廃により中小企業及び金融機関へ悪影響が出ないように対策を講じる必要性
 - オ 2016 年に危機対応業務に係る不正事案が発生した理由の分析及び改革方針
 - カ 商工中金民営化が民業圧迫回避規定を遵守し、民間金融機関と連携する必要性
 - キ 商工中金が地域金融機関に対して果たすべき役割

大島敦君（立憲）

- （1） 商工中金における不正事案において商工中金が被った金銭的損失の有無
- （2） 本改正案

- ア 2009年商工中金法改正との関係性
- イ 政府保有株式の全部売却の判断に至った経緯
- ウ 商工中金に課せられる危機対応業務実施の責務を確実に担保する必要性
- エ 特別準備金の国庫返納について慎重な判断を行う必要性
- オ 将来的な商工中金の在り方及び国の関与の在り方

足立康史君（維新）

- (1) 信託型ストックオプション
 - ア 信託型ストックオプションの課税方法についての国税庁の見解
 - イ スタートアップ育成に向けて経済産業省が行っているストックオプションの環境整備
 - ウ 信託型ストックオプションの課税方法について信託会社等が国税庁の解釈と異なる説明を行ってきた実態に対する同庁の認識の有無及び同庁が実態を積極的に把握する必要性
 - エ ウの実態において国税庁が訴訟を提起される可能性
 - オ 金融所得の課税方法を給与所得と合わせて総合課税にする必要性
- (2) 中小企業金融に対する政府の関与が我が国の産業競争力に負の影響を与えてきた可能性
- (3) 商工中金を解体して我が国の金融界及び民間の中小企業金融に融合する必要性についての商工中金
関根社長の見解

前川清成君（維新）

- (1) 経営者保証
 - ア 経営者保証が新たな産業の創出や起業を阻害するとの指摘に対する西村経済産業大臣の見解
 - イ 経営者保証や経営者保証が若者等の起業への挑戦を妨げているおそれ
 - ウ 経営者保証が若者の企業への挑戦を妨げている結果として新産業が生まれない我が国の現状についての見解
 - エ 経営者保証が廃業を阻害するおそれ
 - オ 起業失敗のリスクを起業家個人ではなく社会全体で分かち合い新産業や新企業創出を支援する必要性
 - カ 経営者保証を不要とするための要件
 - キ 経営者保証を不要とする要件を定めた条文
 - ク 経営者保証を不要とする要件について中小企業庁が全国の信用保証協会へ分かりやすく説明を行う必要性
 - ケ 経営者保証の提供を不要とする要件のうち「法人から代表者等へ貸付け等がないこと」の具体的内容及び同要件について明確な基準を設ける必要性
- (2) 金利
 - ア 信用保証協会の保証割合が100%の場合と80%の場合における金融機関の貸出金利の差異
 - イ 信用保証協会の保証割合が100%の場合に高金利を取る金融機関に対して経済産業省が指導する必要性

遠藤良太君（維新）

- (1) 中小企業信用保険法改正
 - ア 経営者保証付きの既存融資の経営者保証を外すタイミング
 - イ 経営者保証に依存しない新規融資を増加させるための取組
 - ウ 経営者保証の提供がない場合の返済リスクへの対応策

- エ 過剰債務を抱えた企業の割合が高まる中、企業収益や経済の効率性を高める必要性
- (2) 株式会社商工組合中央金庫法改正
 - ア 政府保有株式の売却の具体的方針
 - イ 特別準備金の国庫返納の見通し
 - ウ 危機対応準備金の国庫返納の見通し
 - エ 民間金融機関が危機対応業務を行えるよう制度整備をする必要性
 - オ 商工中金の完全民営化について西村経済産業大臣の所見

鈴木義弘君（国民）

- (1) ファクタリング
 - ア 手数料の状況
 - イ 手数料の上限規制に係る検討の有無
- (2) 商工中金の財務状況
 - ア 有価証券投資に占める国債及び地方債の割合が高いことの妥当性
 - イ 特別準備金及び危機対応準備金の目的及び国庫納付の必要性
 - ウ 剰余金の配当基準
- (3) 商工中金の経営
 - ア 職員1人当たりの給与額の増減状況
 - イ 職員に対する人事評価を給与及び賞与に反映させる必要性
 - ウ 民間金融機関が取れないリスクを取るに当たってのリスク管理策
 - エ 商工中金のリスク、財務状況の適正及び民業圧迫回避のバランスに関する考え方
- (4) 外国人が設立した会社が商工中金による融資の対象となるかの確認

笠井亮君（共産）

- (1) 中小企業信用保険法
 - ア 特別小口保険に係る保証を今後も100%保証として運用していく方針の確認
 - イ 5号保証以外のセーフティネット保証に部分保証を導入する可能性
 - ウ 新型コロナウイルス感染症により初めて発動された危機関連保証の指定期間
 - エ 危機関連保証の指定期間が終了した2021年末以降の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の適用の有無
 - オ 危機関連保証について最大2年以内とする指定期間を見直す改正を行う必要性
- (2) 株式会社商工組合中央金庫法
 - ア 2015年改正における政府保有株式の売却期限
 - イ 2015年改正において政府保有株式の売却期限を当分の間とした理由
 - ウ 危機対応業務への民間金融機関の参入実績の有無
 - エ 危機対応業務へ民間金融機関が今後参入する確実なめどの有無
 - オ 政府保有株式の売却に際しては国庫収入の最大化という観点を踏まえるとの過去の政府答弁の有効性
 - カ 国庫収入の最大化を図るための政府保有株式の売却価格の水準
 - キ 国庫収入の最大化を図るための方策
 - ク 想定される政府保有株式の引き受け先
 - ケ 政府保有株式を2年間で全部売却できる保証の有無
 - コ 政府保有株式を2年間で全部売却できない場合に安価で処分することにより国民共有の財産を毀損する可能性

- サ 政府保有株式を2年以内のできるだけ速やかに完全売却するとした趣旨
- シ 本改正案が閣議決定された経緯
- ス 政府保有株式の処分期間を2年以内とした経緯
- セ 新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会において政府保有株式の処分期間を2年以内とする案を事務局が提示した時期
- ソ 第6回新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会の事務局提出資料が非公開とされている理由
- タ 政府保有株式の処分期間を2年以内とする案は西村経済産業大臣の指示に基づくのか否かの確認
- チ 新たな防衛力整備計画の財源確保に向けた政府方針
- ツ 新たな防衛力整備計画の財源確保のために2年以内のできるだけ速やかに政府保有株式を全部売却することとした可能性
- テ コロナ対策予算の不要分のうち中小企業に関わる項目の額